

武蔵野市情報公開委員会(第4回)会議要録

○日 時 平成16年7月20日(火)午後6時30分～8時10分

○場 所 市役所 8階 801会議室

○出席者 委員 7名

事務局 3名

○傍聴者 なし

1. 議 題

(1) 10月以降のC I Mコラムのテーマについて

事務局資料、佐々木委員案及びコラム執筆者案を参考に選定を行った。

・11月 武蔵境駅圏の話題

委 員： 今年度の予算の概要に、農水省食糧倉庫跡地利用施設建設事業が載っていますがいかがでしょうか。

事務局： ここは、まだ基本設計という段階です。この施設の中身をどうするかの話だけではなく、武蔵境のまちづくり全体をどうするかということが問題になってきています。今度、11月23日に武蔵境のまちづくりというテーマで、市長と語る会を行いたいと考えています。

委員長： 境地区についてとか何とかというので書いていったらどうかな。どうですか。

委 員： 配布された長期計画案の中にも武蔵境圏の整備として、武蔵境駅周辺の整備、JR中央線の連続立体交差事業の促進、農水省食糧倉庫跡地の整備があげられていますから、こういうところをまとめて書けばよいと思います。

委員長： とにかくテーマは境を取り上げるということについてはご異論はないでしょ。市長と語る会の直前に出るのが良いと思います。

・10月 吉祥寺駅圏の話題

委員長： 執筆者の方の案に「吉祥寺駅周辺喫煙マナー対策」がありますがいかがでしょうか。

委 員： 街の中の吸い殻は少なくなりましたよね。

委員長： これはやっぱり取り上げるべきかな。

委 員： ブルーキャップとたばこをまぜてやったらどうですかね。

委員長： そういうふうに決めましょう、吉祥寺で10月15日。

・12月 三鷹駅圏の話題

委員長： 吉祥寺、境とききましたので、三鷹、このあたりの真ん中あたりで。武蔵野警察署は引っ越ししたんですか。

事務局： はい。機能的にもかなりアップしたみたいです。

委員長： 他の話題はいかがでしょうか。

事務局： 三鷹駅北口に下りエスカレータとエレベータを設置する動きがあります。

委員長： それでは、警察の新機能と下りエスカレータについてにしましょう。

・ 1月 武蔵野市関係刊行物

委員長： 執筆者案のはじめに「武蔵野市女性史」とありますがいつ刊行されましたか。

事務局： 5月に刊行されて、既に52冊販売しています。

委員： 地域限定の本も紹介したらどうですか。吉祥寺の写真集もありますし。

委員長： 地域生活環境指標もできましたよね。これらを含めて武蔵野市関係刊行物として紹介したらよいのではないのでしょうか。

・ 2月 国際交流

委員長： 執筆者案にあるブラショフ市日本武蔵野交流センターの支援事業。これはルーマニアですよ。国際交流ということではいかがでしょうか。

・ 3月 家庭ごみの個別収集と有料化

委員長： ごみの有料化が10月から始まりますから、10月ではいかがでしょうか。

委員： 市報で大きく取り上げるでしょうから、「半年後」という切り口ではいかがでしょうか。

委員長： では、3月にしましょう。

(2) 情報公開条例の運用上の問題点について

録音テープ・ビデオテープの写しの交付について

事務局： 録音テープ、ビデオテープについては、国の情報公開法、東京都の情報公開条例でも改正がなされていますので、市も改正を考えています。これらの開示請求は、最近はありません。

市で保有する録音テープは、会議の内容を記録したものが多いです。ビデオでは、セミナー、講演会、式典を撮ったものがあります。

委員： 成人式とかを撮った場合に問題点はないですか。

委員： 著作権はあるのでないですか。

事務局： 市で撮影したものはいいんですけども、委託して製作したものや購入したものが問題だと思えます。

委員： ある程度オープンにするものは絞られる程度ですね。

事務局： セミナーとか成人式などの市の主催事業はオープンにできると思えます。

委員： 肖像権だったら、そこに映っているものが問題だ。

事務局： 個人情報に絡んでいますので、場合によってはお断りが必要な場合もあると思えます。

委員長： 請求がきたらどうするのですか。

事務局： 現行の条例では、写しの交付は認めません。ただ、ほかの市では交付できるの

に、なぜ武蔵野はだめなのかという批判が出る可能性があります。

事務局： 講師の先生は自分の講演会を録画されるのはいいけれども、交付されると知らないところでまたコピーされることが考えられ、自分が講演するとか、芸能活動をするによって得る利益が、コピーのコピーによって制限されてしまうことが考えられます。

委員長： それはあると思います。講演の中で新しい考え方を話したとき、聞いてメモする程度ならいいけれども、そっくりコピーされてしまうことは問題ですね。

委員： 悪用の可能性は高いんじゃないですか。

委員長： だから、これが著作権法に触れるのか触れないのかという判断は大変だよ。だから、今はオープンにしないんですよ。

事務局： 今はしないです。

委員： 東京都は、それに応じる方向なんだけれども、第三者の権利義務というのを認めると矛盾しているんです。

委員長： これはおかしいよ。どう解釈するんだろうと思ってね。直すべきであるというふうにはどうもいきそうにないな、今のところは。

委員： 写しというのが問題で、例えばその場で見るとしたらいいわけですよ。閲覧だったらいいわけですよ。

委員長： それは閲覧ならいいですよ。そこで見ている。だけど特に学者さんの新しいアイデアなんていうのは非常に大事な問題ですから、そうそう写しをどんどん、市で講演した途端にあっちこっちとそれが流布されたんじゃない困るんですよ。

委員： それに成人式に有名な女優さんとかが来て、そこに映っていたのを持っていかれたりしたら映像権の侵害。

委員： もし、成人式で暴れている子供が殺人事件を起こしたとか、30人ぐらい殺しちゃったとかといたら、もし僕が週刊誌の記者なら、情報を開示して、その部分を抜き出しますね。

委員長： それは一般論で押さえなきゃ。そういう使い方が実質的に考えられるんじゃないですか。むしろ抽象的に、著作権法云々ということだけではカバーし切れないんじゃないのかな。いろんなケースがあるから。今おっしゃったようなケースも。次回、検討しましょう。ただ、いささかネガティブですけど。

独立行政法人、地方独立行政法人の取り扱いについて

委員長： 理論的に実害の起こる可能性はありますか。

事務局： 改正することの一番大事なことは個人情報の部分で、公務員がその職において行っている部分については、その名前とかは伏せないで出すという形になっていますが、独立行政法人になり公務員でなくなったため名前を伏せるという形に変わってしまうことを、元に戻すことです。

委員長： 前は、わかりやすく言えば、官であったがゆえにオープンにしていたのが、今度はプライベートになったから、隠れる、隠されるという格好ですね、結論としては。

事務局： 今の条例のままだと国家公務員でなくなってしまったことにより開示できません。国では行政機関の情報公開に関する法律を改正して開示を可能にしています。

委員長： つまり、何もしなければ、前は外に出ていたものが隠れる。要するにある意味では開示の幅が狭まることになりますよね。今までの情報公開条例の範囲をもとどおりにするというふうに考えれば、国に準ずればもとどおりになるわけですから、国に準じたほうがいいんじゃないかな。

事務局： 都市再生機構などは今までの国家公務員法の規定には入ってないから、今回の法改正で拡大はしたけれども、国家公務員ではありませんでした。

委員長： 今までの開示で影響が出たことはありますか。

事務局： 特にありません。

委員長： ということであれば、ちょっと様子を見ることにしましょう。

2. 報告事項

平成16年度第1四半期の開示等状況について

事務局： 開示状況について説明。

委員長： レセプトの開示とあるがレセプトというのは何なの。

事務局： 診療報酬明細書といいまして、病名、診療内容、投薬名が記載されており、健康保険の請求のために市役所にまわって来ますので、それを開示いたしました。これは医師が作成したものですので、医療機関の確認をもらって開示しました。

委員長： 開示請求を却下したものがあがるが、市報に載せたからもう必要ないというので、拒否したのですね。

事務局： 受け付けた後で調べたら、市報に載っているということがわかったので、却下しました。却下通知だけでは不親切ですので、市報のコピーを同封しました。

委員長： 食糧費の開示は、具体的にどういう伝票でしたか。

事務局： 会議のお弁当代。あとは年度変わりですので退職者の慰労会がありました。

委員： 13番から30番の小学校・中学校の文書はコピーを出したのですか。

事務局： 当初教育委員会はね資料とか試験問題というのは、学校の先生の所有物であり学校が責任を持って保管する公文書ではないという見解だったので行政文書にあたらぬとして拒否をしたい旨連絡がありました。ところが、決裁を上げている中で、たとえ学校として保有しているものでなくても、学校として教育を行っている以上は出すべきじゃないのかということになり、急遽開示する方向を決めました。そのため、期間延長して決定を延ばしています。なお、小学校6年生と中学校2年生の社会科というのは、歴史教育の部分です。

委員長： 大学の場合、入学試験なら別ですけれども、定期試験の試験問題というものの保存はないはずですよ。

事務局： わかりません。多分、各学校に投げてまだ間もないと思いますので。

指定管理者制度の導入に伴う情報公開条例・個人情報保護条例の改正について
事務局： 趣旨説明

6月議会で両条例とも全会一致で可決され、現在規則を作成中である。前回の議論を踏まえ、改正を行った。

委員長： ご意見はいかがですか。この件については前回議論しましたので。

3. その他

次回以降の検討希望

委員： 武蔵野のホームページの現状を我々としても知っていたほうがいいのかというふうに感じました。

委員長： ホームページの扱いというのはどうなっています？

事務局： 全体は広報課が管理をしています。ただし、広報課だけではなかなかフレキシブルな対応がとれないということで、中に各課ページというものがあまして、それぞれの課が管理しています。ただ、何課がどういう仕事をやっているかというのがわかっていらっしゃる市民の方じゃないと、各課ページを開いて検索することが難しいです。

委員長： 次回にでも大体、武蔵野市のホームページの構造みたいなものを簡単に紹介してください。

次回は、10月26日（火）に市役所で開催することになった。

【配布資料】

各委員等からのCIMコラムテーマ案
平成16年度行政文書開示請求及び不服申立ての状況
季刊 むさしの 2004年夏号

【送付資料】

第3回情報公開委員会会議要録
武蔵野市第四期長期計画計画案
平成16年度武蔵野市予算の概要
CIMコラム掲載状況（分野別）